

製薬会社・医薬品卸会社の皆様へ

当院のルールとよくあるご質問について

適切な情報提供ならびに業務の効率化のため、ご協力お願い致します。

令和3年1月7日 初版作成

令和3年4月20日 改訂

令和3年11月1日 改訂

令和4年11月15日 改訂

令和4年11月25日 改訂

令和5年3月30日 改訂

令和5年6月12日 改訂

● 訪問について

医師へ面談予定がある場合

令和3年4月に開催された緊急コロナ対策会議で決定された「MR 訪問規制」と、現在も変更ありません(別で UP している pdf ファイルをご参照下さい)

医師へ面談予定の際は、以下の QR コードもしくは URL へアクセスして頂き、医師面談予定の申請を行ってください。

注)この申請に関しては、アポイント決定後、面談前に申請して頂く形式のものです。このフォームへの入力で、医師へアポイントの取り付けを行うものではありませんのでご了承ください。



https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeoZqNfE9k6w0-ABcfCL2vDySgWgIYlh7nLaLRAN6tSU8Imqg/viewform?usp=pp_url

● 薬剤部への情報提供について

原則、医薬品情報担当者へお願い致します。

医薬品情報担当者：向井、羽田野

- ① 勉強会のご案内や薬剤の包装変更など、緊急でない場合
 - 資料の送付もしくは、担当者管理システム「MONITARO」にてご連絡下さい。
- ② 電話対応
原則行っておりません(緊急時を除く)。
「MONITARO」上でご連絡お願い致します。
- ③ 面談を希望される場合
 - 形式：直接面談

●面談・アポイント方法の変更について●

2023年7月以降、担当者管理システム「MONITARO」を使用した運用に変更となります。
別に添付している「担当者管理システム MONITARO登録遵守のお願い」をご確認下さい。

- 面談日：毎週火曜日 15～16 時
各メーカー10分程度でお願い致します(時間厳守)。面談前に事前に資料を2部ご送付下さい。
- ④ 勉強会
医薬品情報担当者へ事前にご相談下さい
 - 形式：対面
 - 日時：原則毎週火曜 11時30分～
 - 対象：薬剤師・薬局事務のみ
 - 資料：当日ご持参ください。部数は要相談。

医師から要請された勉強会の場合は、部屋の確保が必要なため、事前にDI担当者へご連絡下さい。申請書等は不要です。

● 院内採用に関するルール

① 当院の採用区分

	採用薬	仮採用薬	臨時購入薬	院外採用薬
	院内で正式採用薬です。薬事委員会で審議します。	新薬の場合、採用後6ヶ月間は仮採用薬となります。薬事委員会で審議します。	必要時に特定の患者さんに限定的に使用する薬です。	院外処方専用で、オーダー登録する薬です。
申請書類	本採用薬品申請書	仮採用薬品申請書	臨時購入薬品申請書	院外処方箋専用医薬品登録申請書
削除薬	あり	あり	なし	なし

② 申請書

- 交付：薬局長もしくは医薬品情報担当者から「MONITARO」を使用しデータで送付
- 提出方法：申請医師に送付して頂き、申請者からの提出
(送付時に医師にご相談下さい)
- 申請書の記載内容・方法：対象症例数、月間使用予想量については分かる範囲で記載。不明時は空白。申請科責任医師は、医師の直筆。

③ 薬事審議会

- 開催日：毎月第4週の水曜日(8・12月は開催なし)
- 申請書の提出期限：薬審の14日前まで
- 削除薬 1増1減
- 提出物：製品情報概要など20部(薬局長と要相談)・申請書

● 非採用医薬品の宣伝活動について

当院において院内採用・臨時購入・院外採用の区分に関わらず、非採用医薬品の宣伝活動を行う場合は、事前に薬剤部へ申請して下さい。申請後、薬事審議会担当事務者よりご連絡致します。

※診療科医師から問い合わせ等への対応は、薬剤部への申請前でも可能です。ただし、規定に則って対応して下さい(事後報告で構いません)

- 対象：製造販売開始前の医薬品、製造販売開始前後6ヶ月以内の医薬品
6ヶ月以上経過している薬剤、既に採用薬の適応追加・剤形追加、後発医薬品などは申請不要です。
- 申請方法：医薬品情報担当者へ事前に連絡。面談要。製造販売開始前及び発売3ヶ月未満の医薬品に関しては、薬局長の面談が必要です。

- 薬局長への面談のアPOINTは、直接電話にてお願いします。
電話の時間は、午前・午後問いません(就業時間内)
- 申請書：面談後、「MONITARO」を使用し添付ファイルにて提供
- 提出物：ニュースリリース、製品情報概要、文献(EBM、国内フェーズⅢ以上の1文献、海外フェーズⅡ以上2文献)・申請書 *印刷し1冊にまとめてご送付ください。
- 許可の可否：薬事審議会担当事務者より連絡

● よくあるご質問

Q：薬局長へ個別に面談したいが、どのようにしたらいいですか。

A：緊急時を除き、一度DI担当者へご連絡下さい。

緊急時は直接電話をお願い致します。時間は、午前・午後問いません（就業時間内）

Q：医師や薬剤師に面会予定です。届け出は必要ですか。

A：緊急時を除き、原則事前に薬剤部へ届け出をお願いします。

面談・アPOINT方法の変更について(2023年7月以降)



Q：看護師や外来受付に面会予定です。その場合も事前に登録フォームからの申請は必要ですか？

A：必要です。現在医師、薬局長から要請された面会のみ許可されております。トップの「訪問について」に添付のQRコードもしくはURLを読み込み、医師面談予定申請フォームへご記入お願い致します。

Q：訪問規制について、変更はありませんか。

A：変更がある場合、当院ホームページ上に記載させて頂いております。なお、医局や病棟への立ち入りは禁止となっております。

Q：使用頻度の低い薬剤はわかりますか。その薬剤は主にどこの診療科で使用されていますか。

A:原則、メーカー様には回答しておりませんのでご了承下さい。医薬品の採用にあたって、本採用薬は1増1減ルールとなっておりますが、削除対象医薬品については、申請医師と薬局長で検討します。

Q：特定の医薬品の処方状況について

A：医薬品適正使用のために必要と判断した場合のみ、対応致します。上記以外の情報(定期的な処方動向、他社製品の処方動向等)の問い合わせはお断りさせて頂いております。

Q：剤形追加の場合、薬事審議会用の新規の本採用申請書は必要ですか。

A：必要です。

Q：既に院内採用されている薬剤の適応追加や剤形追加の場合、プロモーション許可は必要ですか。

A：不要です。6ヶ月以上経過している薬剤、既に採用薬の適応追加・剤形追加、後発医薬品などは申請不要です。

くまもと県北病院薬剤部 医薬品情報管理室